# 白井市教育委員会会議録

#### ○会議日程

平成30年1月9日(火)

白井市役所3階会議室301

- 1. 教育長開会宣言
- 2. 会議録署名人の指名
- 3. 前回会議録の承認
- 4. 委員報告
- 5. 教育長報告
- 6. 議決事項
  - 議案第1号 白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第2号 白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
  - 議案第3号 白井市社会教育委員会議運営規則を廃止する規則の制定について
  - 議案第4号 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について
  - 議案第5号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定にについて
  - 議案第6号 白井市公民館における利用料金の承認について
  - 議案第7号 白井市学習等供用施設における利用料金の承認について
  - 議案第8号 白井市青少年女性センターにおける利用料金の承認について
  - 議案第9号 白井運動公園における利用料金の承認について
  - 議案第10号 白井市教職員住宅の用途廃止について
- 7. 協議事項
  - 協議第1号 白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定について
  - 協議第2号 図書館業務の一部委託化について
- 8. 報告事項
  - 報告第1号 平成29年白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について
  - 報告第2号 白井市立小・中学校空調設備の整備に係る基本方針について
  - 報告第3号 準要保護児童・生徒の認定について
- 9. その他
- ・各課の行事ほか

# ○出席委員等

教育長 井上 功

委 員 石亀 裕子

委 員 小林 正継

委 員 川嶋 之絵

委 員 髙倉 聡子

# ○欠席委員等

なし

### ○出席職員

教育部長 染谷 敏夫 教育部参事 吉田 文江 岡本 和哉 教育総務課長 生涯学習課長 川上 清美 文化課長 山本 敏伸 中村 秀樹 書 記 書 記 品川 太郎

午後2時30分 開 会

### ○教育長開会宣言

○井上教育長 これから平成30年第1回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は合計5名となります。

議事日程は、お手元に配付しておりますけれども、変更がありますので、事務局から説明をお願い します。

- ○岡本教育総務課長 本日、議事日程の中で、報告第2号に上げさせていただいております「白井市 立小・中学校空調設備の整備に係る基本方針について」になりますが、こちらについては再調整のほ うが必要ということで、今回の議事日程からは取り下げをさせていただきたいと思いますので、よろ しくお願いします。
- ○井上教育長 他は日程表のとおりでございます。

### ○会議録署名人の指名

○井上教育長 2、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

石亀委員と髙倉委員に署名をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- ○石亀委員 はい。
- ○髙倉委員 はい。

#### ○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

# ○委員報告

○井上教育長 4、委員報告。

委員報告を行います。各委員からよろしくお願いいたします。

○小林委員 12月13日、南山中の立春式に行ってまいりました。式の後、生徒の発表、恒例どおりに職場体験、立志の作文、それから各自の立志の決意、全員で合唱、そのような内容ですばらしい生徒の決意を聞くことができました。また、その後、講演として、ジェフユナイテッド市原ゼネラルマネージャーの講演がありまして、八千代高校出身ということで残って聞いたのですけれども、夢、決断、感謝という三つの言葉を軸に、生徒の励みになるような講演をしてくださいました。特に、本当は市原に行きたかったのですけれども、親との相談で八千代高校に行くと、その結果、早稲田に行って、その後それなりのいい道を歩んだので感謝していますと、そういうような内容でありました。以上です。

- ○井上教育長 ほかにございますでしょうか。
- ○川嶋委員 12月18日、中木戸公園競技場広場放課後子ども教室にコーディネーターとして行ってまいりました。この日は、冬休み前最後の放課後子ども教室で、私どもがやっている競技場だけではなく、隣の公園だったり、非常に児童が多く戸外で遊んでいるような状況でした。広場に来る子は相変わらず常連で、野球やサッカーなどの球技をする目的を持って、元気いっぱい遊んでおります。

ただ、やはりそうなると参加に偏りが出てきますので、さまざまな活動に対応できるような放課後子ども教室になればなということを希望しながら、また、今期も来週月曜日からまた再開しますので、元気いっぱい子供たちと遊んでいこうと思います。

報告は以上です。

- ○井上教育長 他にございますでしょうか。
- ○石亀委員 今年に入りまして、1月7日初め、成人式に行ってまいりました。主催者側として出席 してまいりました。今年の成人式のテーマは、夢を叶えていますかということで、例年どおり実行委 員形式ということで、新成人の皆さん中から実行委員の方が進行していくという内容で、滞りなく行 われていました。今年は、新成人の皆さんを受け持たれた先生方の出席も例年よりは多かったのかな というふうに思います。やっぱり懐かしいということで、生徒の皆さん、成人を迎えた方々からは、 先生、応援するというのですか、懐かしい声が上がっていたように思います。

式典の後はサプライズということで、地元出身のお笑い芸人ホリさんを講演にお呼びしていたということで、先輩としてこれまでの道のり、夢を叶えていますかというテーマに沿って話をしてくださって、最後に本当は持ちネタのほうが楽なのですけれどもということで、ネタも披露してもらっていました。そして盛りだくさんな内容だったと思うのですけれども、市のPRビデオが披露されていまして、ホワイトアンドブラックというタイトルで、かなり力を入れて制作されたということなんですけれども、これからの世の中を担っていかれる成人の皆さんにも見ていただいて、魅力あるまちにしていきたいという、そういう意気込みが新成人の皆さんにも伝わるといいなという感じがいたしました。

その後、恒例の写真撮影が行われたかと思いますけれども、全体、学区ごとに集合写真を撮るということで、多分そういう試みは他の市町村ではあんまり聞かないということで、白井市は、集合写真はかなり時間がかかって大変だったと思うのですけれども、見てとても懐かしいという集合写真の撮影もあって、無事お開きになったのではないかというところです。

成人式の報告は以上です。

- ○井上教育長 他にございますでしょうか。
- ○髙倉委員 今日、この会議の前にみんなで行ってまいりました大山口中学校の新図書館の見学についてご報告します。

新しい新図書館、大山口中学校に開設されまして、生徒たちの名称募集をもとに、言の葉(ことのは)館という名前、これから愛称で使われていくということです。実際、生徒への開放は、明日からということですが、既に準備段階で生徒、職員は何度か立ち入っておりまして、特に明るい採光が非常にいいということは、生徒さんにも好評というお話でした。木造建築で、非常に木の香りもする落ち着ける空間だと思いました。蔵書数については、1万4,327冊ということですが、生徒数からすると十分とは言えないという校長先生のお話もありまして、今後、一層の充実が望まれるところです。司書教諭が週に4日いらしているということと、将来的には地域開放も考えていらっしゃるということで、これからの運用に大いに期待したいと思いました。

以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。 ありがとうございました。

## ○教育長報告

○井上教育長 それでは、5、教育長報告。

私から教育長報告を行います。

私は、12月16日土曜日に、清水口小学校で行われました市のPTA連絡協議会の活動支援研究事業として、岡本安代さんというフリーアナウンサーで5人の子供の母親。実は日本テレビの深イイ話という番組で、子育て等についた番組を見た関係者が、ぜひということで、鹿児島から日帰りで来ていただいたという方でございました。「大変だ」と言わずに笑おう!岡本家、家族の約束、というようなお話で、特に子育て、家庭教育等について非常にパワフルに、また、わかりやすくお話をしていただいて、出席者には大変好評だったのではないかなというふうに思っています。ああいう方を呼んでやるという、市P連のパワーにも感心した次第でございます。

私からは以上でございます。

それでは、委員報告、教育長報告につきまして質問がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

#### ○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第3号「準要保護児童・生徒の認定」について。

これにつきましては、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第3号については非公開とさせていただきます。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、川嶋委員を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

- ○川嶋委員 はい。
- ○井上教育長 それでは、6の議決事項、7の協議事項及び、8の報告事項に係る議事の進行について、川嶋委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○川嶋委員 ただいま教育長より指名されました川嶋でございます。

これより、6議決事項、7協議事項及び、8報告事項に係る議事の進行を行いますので、ご協力を よろしくお願いいたします。

議案第1号 「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 6、議決事項。

最初に6の議決事項についてお願いします。

議案第1号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願い します。

岡本課長、お願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第1号「白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 の制定について」ご説明をさせていただきます。

本案については、12月の教育委員会議において協議をいただいております、教育委員会組織の見 直しに伴いまして、必要な規則の改正を行うため提案をするものでございます。

裏面資料1ページをご覧ください。

白井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則。

白井市教育委員会行政組織規則(平成15年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 資料としまして、6ページ以降に新旧対照表を添付してありますので、そちらをご覧ください。

本件については、先ほどご説明をさせていただいたとおり、12月の教育委員会議で協議していただいておりますので、その後に変更等があった事項について、説明をさせていただきます。

第6条については、組織変更に伴う改正ではありませんが、教育委員会制度改正にあわせ、委員長 が廃止されておりますので、委員長を教育長に変更するものでございます。

第21条については、2項中、第1号会館班、第2号図書館班、第3号郷土・プラネタリウム班を それぞれ1号ずつ号番号を繰り下げ、新たに第1号として管理班を加えるものでございます。

7ページをご覧ください。

第24条第1項の括弧内には、(文化センターにあっては、センター長。以下「課長」という。) としていますが、12月の説明の際には、括弧内は文化センターのセンター長を含むとなっていたと ころでございます。いずれも、課長には文化センター長を含むことを意味していますが、例規の担当 から、今回の改正文のほうがわかりやすいとの助言がありましたので、変更させていただいたところ でございます。全体の趣旨としては、変わっていない状況でございます。このように、ほかにも若干 変更等がありますが、趣旨には変更がありませんので、今回の説明では省略をさせていただきたいと 思います。 資料4ページから5ページになりますが、附則としまして、施行期日になります。この規則については5ページの上段になりますが、平成30年4月1日から施行するものになります。

続いて、附則2としまして、白井市教育センター室運営規則の廃止及び附則3として、白井市小学 校及び中学校の出席停止命令の手続に関する規則の一部改正を行うものになります。

また、12月の協議の際には、今回の附則2、附則3のほかに、白井市教育委員会附属機関規則の 改正及び白井市教職員住宅管理規則の改正を行うと説明したところでございますが、附属機関規則に ついては、この後ご審議いただく附属機関規則の改正の中で、さらに教職員住宅管理規則についても、 この後ご審議いただく白井市教職員住宅の用途廃止について、その方針が固まりましたら、改めて規 則の廃止について協議会議に図ってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

- ○小林委員 組織の改編が縦割りから、できるだけ横断的なかかわりが持てるようにという、そういう趣旨をずっと理解してきてはいるのですけれども、特に知り合いからの意見を聞くのは、文化課が文化班になるという、何か課が班に格下げされるような、そこが軽視されているのじゃないかというような見方をする人がいるのですけれども、そういう質問をされた場合に、どのような答え方をするのかということで、確認で聞きたいと思います。よろしくお願いします。
- ○岡本教育総務課長 今回、文化班の移行という形になる関係で、文化課という課を廃しまして、所管の文化班の業務の一部は社会教育としての一体的な振興という観点から、今回、生涯学習課のほうに所管替えをするような形で考えたところでございます。文化センターについては、今回、運営規模の関係から、部所管の関係機関とするような形でやらせていただくような形で、文化行政について生涯学習課のほうで一体的な振興を進めていくという形で、今回、文化班を生涯学習課のほうに所管替えするという形で考えたところでございます。

以上です。

- ○小林委員 もう一つ、特に市史編さんのところで色々と聞くのですね。内容的に、市史編さんをしていこうというようなことが、一度方針が出ていると思うのですけれども、その点がおろそかにされるんじゃないかなという危惧することを聞くのですけれども、そういうことはないということで私は理解しているのですけれども、それでいいのですね。
- ○岡本教育総務課長 委員おっしゃるとおりで、市史編さんについても粛々と進めていくような形で 考えているところでございます。以上です。
- ○小林委員 わかりました。
- ○川嶋委員 ほかに質問等ございませんか。

ご意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

- ○小林委員 続きまして、議案第2号「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。
- ○岡本教育総務課長 では、議案第2号「白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明をさせていただきます。

本案は、12月の教育委員会議において協議いただいております同じような内容に教育委員会の組織の見直しに伴い必要な規程の改正を行うため、提案するものでございます。

裏面資料1ページをご覧ください。

白井市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令。

白井市教育委員会処務規程(平成15年教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正するものでございます。配付

この訓令の制定につきましても議案第1号でも説明と同様に、12月の教育委員会議において説明をしており、その後内容等に変更はございませんが、主な内容については、平成30年度から文化センターについては、部に所属する教育機関となり、課長職が配置される予定であることから、関係する項目の整理をするものでございます。

資料3ページをご覧ください。

附則1としまして、この訓令については、平成30年4月1日から施行するものになります。附則2については、白井市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正を行うもので、学校教育課長を教育支援課長に改めるものでございます。

説明については、以上でございます。よろしくお願いします。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご意見等ないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

川嶋委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

- ○議案第3号 「白井市社会教育委員会議運営規則を廃止する規則の制定について」
- ○川嶋委員 続きまして、議案第3号「白井市社会教育委員会議運営規則を廃止する規則の制定について」説明をお願いします。
- 〇川上生涯学習課長 それでは、議案第3号「白井市社会教育委員会議運営規則を廃止する規則の制定について」ご説明をさせていただきます。

白井市社会教育委員会議運営規則を廃止する規則を次のように制定する。

提案理由としまして、本案は、白井市社会教育委員の廃止に伴い、白井市社会教育委員会議運営規 則を廃止するものです。

裏面をご覧ください。

白井市社会教育委員会議運営規則を廃止する規則。

白井市社会教育委員会議運営規則は廃止する。

附則としまして、この規則は平成30年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

ご意見等ないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

○議案第4号 「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則の制定について」

- ○川嶋委員 続きまして、議案第4号「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 〇川上生涯学習課長 議案第4号「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する ものです。

提案理由としまして、本案は、白井市公民館運営審議会の廃止に伴い、規則の一部を改正するものでございます。

裏面をご覧ください。あわせて次のページの議案第4号資料、新旧対照表をご覧ください。

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条から第11条までを削り、12条を第7条とするものです。

附則としまして、この規則は平成30年4月1日から施行するものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご意見等がないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

○議案第5号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」 ○川嶋委員 続きまして、議案第5号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定 について」説明をお願いします。

〇川上生涯学習課長 議案第5号「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則を次のように制定するものです。

提案理由としまして、本案は、白井市附属機関条例の改正等に伴い、規則の一部を改正するもので

ございます。

裏面をご覧ください。

白井市附属機関規則の一部を改正する規則。あわせて、議案第5号資料といたしまして、次ページ に新旧対照表を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

白井市教育委員会附属機関規則の一部を次のように改正する。

第2条の表中、「白井市青少年問題協議会」を「白井市子ども・若者育成支援協議会」に改めるも のでございます。

次ページの議案第5号資料の中の中段をご覧いただきまして、アンダーラインの表示されている部分が変更になったところでございます。

中段の別表で言いますと、附属機関では新たに5項目めの白井市生涯学習推進委員会、6項目めの白井市子ども・若者育成支援協議会、一つ飛んで、8項目めの白井市放課後子どもプラン推進委員会、9項目めの白井市スポーツ推進委員会に改められて、庶務担当機関につきましては、組織の見直しによるものでございます。

議案に戻りまして、5行目から、別表を次のように改めるという表にさせていただいております。 附則としまして、施行期日としまして、1、この規則は平成30年4月1日から施行するものです。 次に、白井市文化センター運営協議会規則の廃止につきましては、2として、白井市文化センター 運営協議会規則は、廃止するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第5号について、ご質問等がありましたら、お願いします。

ご意見等がないようですので、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第5号は原案のとおり決定します。

## ○議案第6号 「白井市公民館における利用料金の承認について」

- ○川嶋委員 続きまして、議案第6号「白井市公民館における利用料金の承認について」説明をお願いします。
- 〇川上生涯学習課長 議案第6号「白井市公民館における利用料金の承認について」ご説明させていただきます。

白井市公民館の設置及び管理等に関する条例第17条第3項の規程により、白井市公民館における 利用料金について承認を求めるものでございます。

提案理由としまして、本案は白井市公民館の利用料金について指定管理者から申請があったので、 承認を求めるものでございます。

裏面をご覧ください。

別紙としまして、1、白井市公民館利用料金内容で、西白井公民館、白井駅前公民館、桜台公民館、 全て金額1時間につき、条例と指定管理者からの申請額が同額でございます。

2としまして、実施時期でございますが、西白井公民センターは、平成30年4月1日から平成3

1年3月31日まで、白井駅前公民館は平成30年4月1日から平成32年3月31日まで、桜台公 民館は平成30年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

なお、実施時期の満了日の違いにつきましては、指定管理者の契約委託時期の違いによるもので、 西白井公民館につきましては、平成28年4月から3年間、白井駅前公民館につきましては、29年 間4月1日から3年間、桜台公民館につきましては、28年4月1日から3年間でございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

- ○川嶋委員 ありがとうございました。
  - 議案第6号について、ご質問等がありましたら、お願いします。
- ○髙倉委員 今、実施時期のご説明がありましたので、それに絡んでなのですけれども、基本的には 3館、料金についてはそろえるという方向でよろしいですか。
- ○川上生涯学習課長 そろえるというより、これは指定管理者から、あくまでも条例に定めている額については上限額ですので、それに対して指定管理者が自分のほうで、ここのところについては幾らというような設定をしてくるもので、今回、ここの部分については、西白井と白井駅前公民館につきましてはワーカーズコープさん、桜台につきましては合同会社しろい光夢辿というような指定管理者になってございます。
- ○高倉委員 それに関連してなのですが、その質問をしたのが、たまたまですけれども、白井駅前だけ2年ということなので、来年度、西白井と桜台を改めて承認をとると思うのですが、そのときにずれが生じないように調整していく方向でお考えですか。料金の差ということですね。済みません。
- ○川上生涯学習課長 料金につきましては、あくまでも先ほど言ったように、条例に定める料金が左側に、西白井で言うと、340円、710円とかあります。右側の申請額というのは、同じ金額、マックスの最高額が340円とか710円であって、その指定管の管理者によって、340円が300円にするかもしれないし、330円にするかもしれない。そういうような部分で、指定管理者によって異なるということも考えられます。
- ○髙倉委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○川嶋委員 ほかに質問ございませんか。

ご意見等がないようですので、議案第6号についてお諮りします。

議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第6号は原案のとおり決定します。

- ○議案第7号 「白井市学習等供用施設における利用料金の承認について」
- ○川嶋委員 続きまして、議案第7号「白井市学習等供用施設における利用料金の承認について」説明をお願いします。
- 〇川上生涯学習課長 議案第7号「白井市学習等供用施設における利用料金の承認について」ご説明 させていただきます。

白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、白井市学習等供 用施設における利用料金について承認を求めるものでございます。

提案理由としまして、本案は、白井市学習等供用施設の利用料金について指定管理者から申請があ

ったので、承認を求めるものでございます。

裏面をご覧ください。

別紙としまして、1の白井市学習等供用施設利用料金内容で、金額1時間につき条例と申請額が同額でございます。

2としまして、実施時期でございますが、平成30年4月1日から平成32年3月31日までで、 実施時期の満了日が指定管理者の契約委託期間が、平成29年4月1日から3カ年で、平成32年3 月31日まででございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第7号について、ご質問等ありましたらお願いします。

髙倉委員。

- ○髙倉委員 基本的な質問になるのですけれども、この施設ってどこにある施設か教えていただけますか。
- ○川上生涯学習課長 こちらにつきましては通称というか、そちらのほうが皆さん御存じかと思いますけれども、富士センターにあります。
- ○川嶋委員 ほかにございませんか。

ご意見等がないようですので、議案第7号についてお諮りします。

議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第7号は原案のとおり決定します。

- ○議案第8号 「白井市青少年女性センターにおける利用料金の承認について」
- 〇川嶋委員 続きまして、議案第8号「白井市青少年女性センターにおける利用料金の承認について」説明をお願いします。
- 〇川上生涯学習課長 議案第8号「白井市青少年女性センターにおける利用料金の承認について」ご 説明させていただきます。

白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、白井市青少年女性センターにおける利用料金について承認を求めるものでございます。

提案理由としまして、本案は、白井市青少年女性センターの利用料金について指定管理者から申請があったので、承認を求めるものでございます。

裏面をご覧ください。

別紙としまして、1の白井市青少年女性センター利用料金の内容で、金額1時間につき条例と申請の額が同額でございます。

2の実施時期でございますが、平成30年4月1日から平成33年3月31日でございます。

なお、指定管理の委託期間が、平成28年4月1日から5年間、平成33年3月31日でございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第8号について、ご質問等ありましたらお願いします。

ご意見等がないようですので、議案第8号についてお諮りします。

議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第8号は原案のとおり決定します。

### ○議案第9号 「白井運動公園における利用料金の承認について」

- ○川嶋委員 続きまして、議案第9号「白井運動公園における利用料金の承認について」説明をお願いします。
- 〇川上生涯学習課長 議案第9号「白井運動公園における利用料金の承認について」ご説明させていただきます。

白井市都市公園条例第27条第3項の規定による白井運動公園における利用料金について承認を求めるものでございます。

提案理由としまして、本案は、運動公園施設の利用料金について指定管理者から申請があったので、 承認を求めるものでございます。

裏面をご覧ください。

別紙としまして、白井運動公園における利用料金の承認についてということで、1の利用料金の内容で、金額でございますが、条例で定める額と設定額が同額でございます。

2の実施期間でございますが、平成30年4月1日から平成31年3月31日でございます。

なお、指定管理の契約委託期間は、平成26年4月1日からの5年間、平成31年3月31日でございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第9号について、ご質問等ありましたらお願いします。

石亀委員。

- ○石亀委員 利用料金については、議案第6号から9号まで、同じような内容でのことでトータルで何いたいのですけれども、今回はどの施設も条例で定める額と全く同額ということで、どの施設も偶然ですか、そういうふうになっています。でも、指定管理制度になってから何年もたっていますけれども、中には料金が若干安くなったというような施設も今まではあったかなというふうには思っているのですけれども、指定管理になってからのメリット、デメリットというのですか、そのあたり何年かたってトータル的に、そのあたりのところをどう市の側として考えていらっしゃるのか。トータルとして何かお考え、思うところがあれば教えてください。料金が全く同じという意味では、全く変わりがないというところですので、市の直営であったときと、今、指定管理になっているのですけれども、富士センターに関しては、地域の方で運営しているということがあるかと思いますが、市の管理、市の直営から振り返って何年かになってからの指定管理になってからの良かったということ、デメリットについて、何かあれば感想を教えていただければと思います。
- ○川上生涯学習課長 答えになっているかどうか、あれですけれども、要は地域の密着というか、そ ういうものが指定管理者と、より図られてきているのかなというふうに思われます。各色々な講座だ

とか使用だとか、そういうものを含めて、そういうふうに私の方でのではと思っております。

- ○石亀委員 地域からは、身近な場として利用されていると思うのですけれども、地域の方から特に ご意見とか、そういったことは今まで特にないでしょうか。
- 〇川上生涯学習課長 地域の方からは特にはございませんが、利用団体だとか、そういうようなところからは結構、より使いやすくですか、そういうような部分は今後、当然調整はしていかなければいけない部分があるかもしれませんけれども、それは各館で色々アイデアを出したり何かして、やっていただいているというふうに聞いております。
- ○石亀委員 もう一つ、では、指定管理の方々の懇談というか、そういった場も定期的に設けていらっしゃるのでしょうか。
- 〇川上生涯学習課長 毎月定例会、各課を含めまして毎月、月の初めに前月の1カ月の行事、実施した内容を含めまして、次の月の実施状況等を毎月1回ですか、会議を設けて行っておりますし、年の初めには1年間を通した中での実績、次年度に向けてどういうようなものをやっていくだとか、そういうようなものも含めて調整会議等を行っております。
- ○石亀委員 今回の偶然、どの施設も条例と同じ金額ということなのですけれども、金額の設定について条例の金額については、特に指定管理のほうから高いとか安いとか、そういった具体的な意見というのですか、要望のようなことはあるのでしょうか。上げたいとか、そういったことはありますか。○川上生涯学習課長 今回の条例で定めている額につきましては来年度からですか、来年度からも利用料金の改定ということで、市全体で料金の改定を行ったところでございます。それに伴って、各指定管理者が個々に、その料金の制定に伴って提示していただいた部分ですので、それがたまたまという言い方はおかしいですけれども、同じ金額で申請をしてきた次第でございます。以上です。
- ○石亀委員 わかりました。
- ○川嶋委員 ほかにございませんか。
- ○高倉委員 協議案の白井運動公園が出ているので、料金に直接かかわらないのですが、質問をさせてください。

非常に白井の運動公園、立派に広いエリアではあるのですが、公式の陸上には使えないということも聞いたことがありまして、今後より利用されるために、何か今後、課として考えていらっしゃる方向性というのはありますか。

- ○川上生涯学習課長 今、申した中での公認競技場としては、改修等々が多大な金額になるやもしれない部分からすると、今ある現状の施設で、より皆さんが使える施設として維持修繕等々につきましては行っていく、今までも行っていますし、今後も最大限使用不可ではなくて、使用可能な限りの修繕をやっていって、維持管理に努めていきたいというふうには考えております。
- ○髙倉委員 結構です。ありがとうございました。
- ○川嶋委員 ほかにございますか。

ご意見、出尽くしたようですので、議案第9号についてお諮りします。

議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第9号は原案のとおり決定します。

- ○議案第10号 「白井市教職員住宅の用途廃止について」
- ○川嶋委員 続きまして、議案第10号「白井市教職員住宅の用途廃止について」説明をお願いします。
- ○岡本教育総務課長 それでは、議案第10号「白井市教職員住宅の用途廃止について」ご説明させていただきます。

本案は、現在の教職員住宅について、白井市行政改革実施計画の中で、廃止・売却することを明記していること、また教職員住宅としての当初の目的は達成されていること、及び建物の老朽化が進み、継続して利用するには相当の改修費用を要することから、教職員住宅としての用途を廃止することについて提案をさせていただくものでございます。

裏面をご覧ください。

白井市教職員住宅については、昭和59年に市内の住宅環境を考慮し、安定した住宅を確保することにより、急激な都市化に伴い必要となる教職員を確保するための厚生施設として整備をされたところでございます。

そのような中、近年では社会情勢の変化により都市化が進み、民間による賃貸住宅等の整備が進み、住宅を確保することが比較的容易にできる状況となり、当初の目的は達成されたということ、また教職員住宅自体の建物の老朽化が進み、引き続き教職員住宅として利用するためには相当の修繕を行わなければならない状況にあるということ、このようなことから平成22年の教育委員会議において、教職員住宅の用途廃止について市長と協議することについて同意をいただき、同年11月の政策会議において、教職員住宅としての用途を廃止する方針の結果をしたところでございます。

しかしながら、当時の入居者の状況を考慮したこと、さらには平成23年3月に発生した東日本大 震災による被災者の受け入れ等から、用途廃止については先送りとなっていたところでございます。 そのような中で、平成28年3月に策定しました白井市行政改革実施計画第3次改定版には、教職員 住宅の廃止・売却について明記している状況にあること、さらに現在入居している方に対しては、教 職員住宅の老朽化等の関係から、本年4月以降の更新は難しい状況を伝えておりまして、了承をいた だいていることから、政策会議の決定に基づき平成30年3月31日をもって用途の廃止について決 定するものでございます。

なお、用途廃止後の教職員住宅については、先ほども述べさせていただきましたが、売却も含め利活用について検討を進める予定となっております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第10号について、ご質問等がありましたらお願いします。

- ○高倉委員 先ほどの廃止後の用途について、売却のみならず利活用というお話だったのですが、具体的に選択肢はあるのですか。
- ○岡本教育総務課長 一応、利活用という形も検討はするとは思うのですが、ただ、基本的には売却 を念頭に入れて、今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。
- ○川嶋委員 他にございませんか。

ご意見等がないようですので、議案第10号についてお諮りします。

議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第10号は原案のとおり決定します。 以上で議決事項を終わります。

- ○協議第1号 「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定について」
- ○川嶋委員 7、協議事項。

7の協議事項についてお願いします。

協議第1号「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定について」説明をお願いいたします。

○岡本教育総務課長 それでは、協議第1号、「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の 基本方針等の策定について」ご説明をさせていただきます。

本件は、白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等について協議をするものでございます。食物アレルギーにつきましては、様々あるアレルギー疾患の中で、学校では給食のほかにも食材を扱う機会が多いことから、学校管理課において事故が起こるおそれが多い疾患であると捉えているところでございます。市では平成31年度から、新しい学校給食センターが稼働し、あわせて食物アレルギー除去室も整備することから、新センターにおいては安全なアレルギー除去食の提供が可能となります。

一方で、自校方式の桜台小学校・中学校では、食物アレルギー除去室が整備されていないことから、安全性の確保が難しい中、現在は桜台小学校の栄養士が中心となって可能な限りの対応をしているところであり、今後はやはり食物アレルギー除去室が整備されていない桜台中学校においても、対応が迫られるというようなことが想定されるところでございます。

以上のことから、教育委員では、栄養士や養護教諭、また千葉県の食物アレルギー対応の手引き作成に携わった指導主事などで構成する、食物アレルギー対応検討会を立ち上げまして検討を進めてきました学校間、調理場間の対応を統一する教育委員会としての食物アレルギー対応の基本方針案について協議するとともに、新センターのアレルギー対応食の提供にあわせ、アレルギー対応食提供の手引きを作成することを協議するものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針等の策定についてになります。

学校生活における食物アレルギー対応につきましては、次のとおり基本方針と対応の手引きを作成 し、取り組んでまいりたいと考えております。

一つ目としまして、食物アレルギー対応の基本方針については、平成29年度に作成をしまして、30年度から運用をしていく予定でございます。これについては、教育委員会としての食物アレルギー対応の基本方針とするもので、内容は食物アレルギー対応の原則や対象児童生徒、さらには保護者及び学校の役割などの事項を定めたもので、詳しい内容については後ほどご説明をさせていただきます。

2番目としまして、学校給食における食物アレルギー対応の手引きの作成でございます。こちらは

平成30年度に作成をしまして、平成31年度から運用したいと考えているところでございます。具体的には、新給食センター及び桜台小中学校の調理場において提供するアレルギー対応食の具体的な対応方法に関する手引きとするもので、食物アレルギー対応を行う児童生徒の決定の手順や、調理の内容、配送、配膳方法などについて定めるものとします。

参考としまして、千葉県の学校給食における食物アレルギー対応の手引きを添付しております。他 市においても、この手引きを参考に、それぞれの市の状況などから、追記、アレンジを加えて作成し ておるところでございます。本市においても、さきに説明しました食物アレルギー検討会において、 平成30年度中の策定に向けて、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針について、ご説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

初めにでは、現在の状況などを踏まえ、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、白井市公立 小中学校における食物アレルギー対応の基本方針を定め、取り組むこととするとしているところでご ざいます。

具体的内容につきましては、1として、食物アレルギー対応の原則では、児童生徒の安全を最優先として取り組むものとしております。食物アレルギーが原因で事故を起こすことになりますと、死に至るおそれもあることから、何よりも安全を最優先に考え食物アレルギー対応の原則として1番に記載したところでございます。

2、対象児童及び生徒では、食物アレルギーがあり学校生活において注意・配慮が必要な児童生徒のうち、その保護者が食物アレルギー対応を希望する者で、医師の診断がある者としています。本人あるいは保護者の判断のみでアレルギー対応を求められると適切な対応が難しいことから、医師の診断を必須とさせていただいたところでございます。

3ページをご覧ください。

3、保護者及び学校の役割になりますが、こちらでは記載のとおり、医師が必須事項を記載した学校生活管理指導表で保護者、学校ともお互いに連携協力し情報を共有することが必要というふうに考えておるところでございます。

また、学校の役割の②では、管理職を中心に校内食物アレルギー対応委員会等を設け、組織的に対応できるようにするとともに、③で状況に応じた食物アレルギー緊急時対応マニュアルを作成するなどとしているところでございます。

対応レベルについては、レベル表にあるとおり、大きく4段階に分かれているところです。これについては、国のガイドラインなどでも示されているもので、学校給食におけるアレルギー対応では一般に使用されているものとなっております。現在の給食センターでは、アレルギー対応食の提供は不可能であることや、新センターにおいても、提供準備が整うまでの平成31年8月までは、対応はレベル1及びレベル2としていますが、新センターにおいては、学級担任が決まる4月以降に順次、学級担任を交えて保護者と面談などを行い、対象児童生徒が決定しましたら、調理の配送、配膳のトレ

ーニングを行い、センターの提供体制と学校の受け入れ体制が確立できる平成31年9月以降はレベル3の除去食の提供を開始してもらえる状況でございます。ただし、レベル3の除去食は、卵と乳の除去食1献立からスタートする予定としております。

(2) 桜台小中学校調理場では、やはりレベル1またはレベル2の対応を基本としまして、調理施設及び設備並びに献立等により、レベル3の対応を実施するとしていますが、ただし除去食品は卵とするものでございます。

なお、レベル4については、現時点では新または旧の給食センター、桜台小中とも対応が困難なことから、実施はしないこととします。また、児童生徒の安全が確保されない場合は、レベル3の対応も実施しないものとするものでございます。特に、桜台小中学校では、アレルギー除去調理室がないことから、本来の意味での完全除去はできない状況となっているところでございます。児童生徒の状況によっては、除去食であっても危険が伴い場合等があります。提供しないことが児童生徒の安全確保となりますので、このような対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

資料4ページをご覧ください。

5、学校給食以外の対応についてになりますが、学校生活においては学校給食以外にも校外学習や 家庭科の調理実習において食物に触れる機会が多くありますので、学校生活管理指導表をもとに学校 と保護者のほか、関係施設や関係者等と情報交換を図りながら、十分な協議を行うように努めること や、食物アレルギーに関する研修を行うこととしております。

資料5ページをご覧ください。

今後のスケジュールになりますが、ただいま説明をしました基本方針については、この後、校長会や養護教諭部会、または共同調理場の運営委員会に説明をしまして、ご意見をいただきながら必要な修正を行った後、3月の教育委員会議に諮って決定をして、30年度からの方針に対応したいというふうに考えておるところでございます。

また、もう一つ、アレルギー対応の手引きにつきましては、この方針が決定しましたら方針に従いまして、アレルギー対応検討会において、やはり4月から検討を開始しまして、さらに新たな調理場の調理を請け負う事業者とも調整しながら、教育委員会会議のほか、共同調理場運営委員会などの意見を聞きながら30年度に策定をし、31年度から手引きによる対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

説明については、以上になります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

協議第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

- 〇髙倉委員 3ページ目の4 (1) の〇の点ですが、レベル3の除去を始めたときの卵と乳製品ということですけれども、1 献立と括弧に書いてある、これはどういった意味か教えていただけますか。
- ○岡本教育総務課長 除去食という部分については、卵と乳の除去をするという形で、卵と乳を別々ということはできない状況ですので、卵は大丈夫だけれども乳はだめとかという人を分けるということではなくて、卵と乳は一緒に除去するという形の1献立という形になります。
- ○髙倉委員 ありがとうございます。
- ○川嶋委員 ほかにございますか。
- ○髙倉委員 現時点でのボリューム感で結構なのですけれども、どれぐらいの食数対応が必要になる

かというのは、予想はありますでしょうか。何食分そういった対応が必要な児童がいるかというところは、何か計算されていますか。

- ○教育総務課長 対応という部分については、必要なものというのは、これから児童、保護者の方と 相談をして決めさせていただくのですけれども、一応、新しい給食センターで対応できる食数として は、50食は対応できるというふうには聞いているところでございます。
- ○染谷教育部長 私のほうから、新しい給食センターを造るときに、保護者に全部アンケートをとりました。それで医師の診断をもって除去食をアレルギー食を提供してほしいという方は、50名以内でしたので、50食という設定を今回、一緒にさせていただいております。ただ、事業者のほうからは、最大で70食まで可能ということで聞いておりますので、実際には運用した中でどれぐらいになるかというのは、その時々で判断をしていきたいというふうに考えております。
- ○髙倉委員 ありがとうございます。
- ○川嶋委員 ほかにございますか。
- ○井上教育長 質問ではないのですけれども、行っている側の立場として、エピペンの使用ということが、以前は医者じゃなければできないということで、本当に死にそうな子供がいたときに、どうするのかというようなことで、かなり大きな議論になったことがあるのですけれども、今はこの資料にもあるとおり、自分でできない子供のかわりに教職員が行うことは医師法違反にはならないという解釈になっていて、これはすごく進歩したことだと思っているのですけれども、じゃあ具体的にどういうときに、どういうふうに使うかというのは、まだまだ教職員のほうには現状として、その辺の研修は不足しているので、この基本方針を策定して、具体的な万が一のときの教職員の対応という部分を市独自でまた、きちっとつくっていかなきゃいけないなというふうに自分としては考えているところです。
- ○川嶋委員 ありがとうございました。

ほかにご意見等がなければ、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、協議第1号は原案のとおり決定します。

### ○協議第2号 「図書館業務の一部委託化について」

- ○川嶋委員 続きまして、協議第2号「図書館業務の一部委託化について」説明をお願いします。
- ○山本文化課長 それでは、協議第2号「図書館業務の一部委託化について」協議申し上げます。

白井市立図書館では、サービスの維持・向上、効率的な職員配置などを図るため、図書館業務の一部を外部委託したいので協議いたします。

こちらの協議につきましては、昨年11月に一部を協議させていただいたところなのですけれども、 資料そのものが非常に理解しづらいというようなご指摘もありましたので、詳細な数値を含めて整理 しましたので、改めてここで、また協議させていただきます。

資料の1ページのほうをご覧になっていただきたいと思います。

最初に、こちら図書館業務の一部委託化についてという資料になりますけれども、最初の前文につきましては、これは委託化についての背景を整理したものです。

確認していきます。図書館は、適切な資料提供に必要な開館準備と書架整理、レファレンス、課題解決支援及び学校との連携等を効率的・効果的に行うとともに、市民が求めるサービスを安定に、継続して提供していく必要がある。

しかし、近年では、少子化、高齢化、インターネットの普及、読書離れなどにより、入館者、貸し出し点数及び貸し出し人数とも減少傾向にあるため、今後、市民が求める図書館サービスの拡充を図る必要がある。また、一方では、白井市定員管理指針による職員数の減少や行財政改革による事業量削減などにも適切に対応していかなければならない。

このような状況において、本市の図書館は、開館以来、市による運営を続けてきており、今後もこれは堅持しつつ、限られた職員数や事業費の中で施設規模や運営状況に見合った適切な職員配置や業務体制により市民に満足してもらえるよう、より一層の効率化を進めるとともに、経費の抑制などにも取り組んでいくものとする。

まず、現状と課題なのですが、前回説明した中では非常に少ない見せ方をしてしまいましたので、 現状と課題については、少し詳しく整理しました。

まず、1番として、本市の図書館は、平成6年の開館当初から夜間開館を一部実施し、平成17年から日曜・祝日を除き全日で実施してきています。また、平成28年度からは、祝日開館を実施し、市民サービスの拡充に努めてきました。

また、学校との連携やレファレンスサービス、資料やデータベースなどを活用した課題解決支援などの業務の増加や高齢者の利用が多くなってきたことなどにより、司書職員の利用者1人当たりの対応時間が長くなってきている状況であります。

二つ目としては、図書館では職員の補助として非常勤職員、これは全員で20名になりますけれども、直接雇用しており、雇用事務や労務管理等に関する事務を1名の司書職員がほぼ専任で行っており多くの時間を費やしているため、本来の業務が行えないなど支障を来しています。

3番目としては、夜間開館に伴う人件費の抑制のため、夜間担当の職員1名は午前10時30分から、非常勤職員2名または3名は11時15分からの時差出勤をしています。このため、一定の時間帯においては、平日午前は3名、土曜日は4名少ない職員数で対応している状況であり、利用者に十分な対応ができないおそれがあります。

今後も同様の体制をとるためには、現状の司書職員数、現在8名ですけれども、非常勤職員20名で、より効率的に運営する必要がありますが、平成30年度には司書職員が1名定年退職によりまして1名減となるため、非常勤職員等の補充が必要となってきています。

4番目としまして、今後、司書職員の定年退職により、平成36年度には現在の8名から5名になる見込みであり、図書館業務が滞ることが危惧されることから、司書職員の計画的な採用が必要となっています。

5番目としまして、これまで図書館の運営に当たっては、司書職員の削減を続け、その対応として 非常勤職員により対応してきました。しかしながら、図書館を市直営として現状のままで運営を継続 していくためには、現行の職員数8名ですけれども、限界となってきており、今後も職員の削減を進 め、かつ、市民サービスを維持するとともに、職員の勤務体制等の改善を図るためには、新たな運営 方法の検討が必要となってきています。

続けて、開館時間と職員数なのですが、これは前回も説明させてもらったのですけれども、再度確

認ということで、これが現状、実態になりますので、確認させてもらいます。

開館時間は、火曜日から土曜日が午前9時30分から午後7時まで、日曜・祝日が午前9時30分から午後5時まで、職員数のほうは先ほども言っていますように、29年度は司書職員が8名、事務職員が2名、非常勤職員が20名、開館時の職員数ですが、火曜日から金曜日は司書職員8名、事務職が1名または2名、非常勤職員は10名、土曜、日曜、祝日については司書職員4名、事務が1名、非常勤が10名となっています。

米印のところ二つなのですが、土日は窓口利用者が多く利用するため、全員でカウンター業務を行う。この全員というのは司書職員全員で土日はカウンター業務に当たっているということです。また、常時対応できるように2班体制をとっています。昼休みとか、そういったことを関係なく、開館時間については、たえずカウンター等に司書職員が張りついているということです。

平日は、窓口業務のほか、資料の選書・発注・受け入れ作業や書庫・開架の入れかえなどの棚管理や学校や高齢者施設への団体貸し出し、展示準備などの資料利用促進に努めるほか、職員による児童へのお話会、図書館外での読書普及活動、利用者のレファレンスに対応するための依頼作業、市内のセンター図書室との連携・協力、千葉県内他市の図書館への予約資料の賃借などの相互協力作業、それから国立国会図書館デジタル資料の提供などを行っています。土日と平日には若干の仕事の違いはあるのですけれども、フルにこの勤務時間をやっているということです。

それから、図書館の利用状況、職員数等の推移になりますけれども、縦軸で市の人口、入館者数、貸し出し冊数、登録者数、リファレンス件数、蔵書冊数、資料購入費、正規職員数等々、それから非常勤職員数等ありますけれども、3年間の比較になります。

特に特徴的なのが、まず入館者数については、ここ3年間では年々2%ずつ減少しています。貸し出し冊数について3%ずつ減少しています。登録者数についても、5%ずつ減少しています。これが、この先ずっと続くということではないのですけれども、傾向的にはここ近年、この3年を含めて、ここ5年以上こういった、減少幅についてはまちまちですけれども減少傾向にはあります。全国的な傾向ではあるのですけれども、白井市も同様の状況を示しています。それから比較的減少傾向の中にあっては、レファレンス件数というのが年間、やはり先ほども文章表現させてもらいましたけれども、この中では27、28年の中では4%ふえています。こちらについては、その年、その年の件数もありますけれども、比較的年々増加の傾向にあります。

それから、次のページに移らせていただいて、こちらが実質協議の内容になります。前回の説明と 重なっている部分があるかと思うのですが、整理しましたのでご確認をお願いします。

委託化の目的になります。

本市の図書館は週6日間開館し、日曜・祝日を除く夜間開館や祝日開館を実施しています。日々の 開館に当たっては迅速な開館準備を行うとともに、開館時には、貸し出し・返却の窓口業務、資料の 配架・書架整理、資料の装備・受け入れ・修理・除籍等を迅速に行うため、必要な司書職員と非常勤 職員を配置しています。

現状では、夜間開館に伴う職員の時間差出勤、休日開館に伴う振替休暇により市民サービスを低下を招かないよう対処しているところです。

しかしながら、非常勤職員の雇用事務や労務管理等に係る事務の増加と利用者1人当たりの対応時間の長時間化等により、運営に必要な職員数が一定の時間帯において確保できず、十分な図書館サー

ビスの提供に支障を来す状況となっています。

さらに、平成30年度には、退職により司書職員が1名減少することから、職員の病気等による急な休暇や休日の振替、夏期休暇等の取得などにも対応し切れない状況が生じるおそれがあり、市民サービスの低下が懸念されるほか、職員の健康管理などにも影響が生じるおそれがあります。

このような状況から、司書職員がその専門性を生かし、適切な資料提供に必要な開館準備と書架整理、レファレンス、課題解決支援及び学校との連携等を効率的・効果的に行うには、市民から求められる図書館サービスを安定的、継続して提供するためには、図書館業務の一部を外部に委託することにより、労務管理等の事務をなくし、より効率的・効果的な図書館業務の実施と市民サービスの維持・向上を図るものです。

3の委託業務等の内容につきましても、前回説明しましたけれども、まず、委託職員数は、1日当たり最大10人で業務に当たるということで、司書職員プラス委託の職員10名というふうに考えております。

委託の内容になりますけれども、基本的には司書業務の一部補助作業ということで、アからケまで 羅列してあります。基本的なことで、貸し出し・返却及び書庫の出納などの窓口業務等、こういった 内容を考えております。

それから(2)のほうの年間委託料になります。こちら年間委託料につきましては、委託料ということで、一くくりになってしまいますけれども、その委託料の内容になります。ほとんどが人件費になります。責任者等司書二人、それから一般スタッフということで、合計 10名の経費が、おおよそ年間 3, 230万、物件費ということで社会保険料とか交通費、こういったもので 370万、消費税を含めますと、合計で 3, 890万というふうに、おおよその概算になります。

実は、以前示した内容なのですけれども、見積もりにつきまして、関係業者から見積もり聴取をした段階で、以前説明させてもらった数字については、比較的平均的な金額になっています。比較的平均ということでなんですけれども、それをさらに見積もりあわせなり政策コンペなり内容を詰めてまいりますと、予定価格より若干下がってくるだろうというのが大方の見方になりますので、こちらの金額については実は若干安めの業者、極めて安い業者じゃないのですけれども、大方このような金額であろうという金額に見直させてもらっています。そのような形で、この金額をつくっています。

それから(3)のほうは、委託期間及び対象事業者になりますけれども、委託期間については3年、または5年間ということで進めていきたいと思っています。当然、1年、2年ですと、業者のほうも経済的な面、それから慣れというか、特徴をつかんで効率的にやる時間については短いと思われますので、3年または5年間の継続的な契約にしたいと考えております。対象事業者については、人材派遣事業者、ビル管理事業者、民間図書館運営事業者など数社、こちらのほうでも把握しております。

それから4番の委託化のメリットとデメリットにつきましては、前回も説明させてもらったのですが、最大のメリットは何回もこの中で文章化させてもらっていますけれども、②のほうのメリットはここに書かれていること全て大きなメリットなのですけれども、②のほうの正規職員数の抑制及び勤務体制の緩和ということで、本市の図書館規模から市直営を続ける場合には、司書職員が最小での7名から8名が必要ですけれども、業務の一部を委託することにより段階的に5名から6名に減らすことも可能となっています。ということで、将来的な見通しを含めて、この委託化をしていくことについては大きなメリットがあるというふうに捉えています。それから、デメリットについては、前回も

お話ししたように、直接雇用よりは経費的に高くつくというのが想定できます。

それから、次のページの5番の委託化までのスケジュールについては、こちらのほうも見直しさせてもらっています。前回は平成30年度10月から導入したいということを申し上げたのですが、まだまだ調整事項が必要となってきますので、平成30年度については実のところ、準備期間ということで作業を進めて31年度当初から、31年4月から導入をしたいというふうに考え、前回の考とは変えております。段取りについては、前回の内容と同じになります。

それから、次のページの司書の専門性、こちらについても詳しく確認したいということでありましたので整理させてもらっていますので、資料としてつけさせてもらっています。目を通していただければ、ある程度把握できるかと思います。

次に、資料の2なのですが、こちらは図書館業務の一部委託化に伴う人件費及び委託経費について になります。

まず、基本になっていくのが、平成29年度、30年度、この辺の現状ベースの金額になります。29年度につきましては、こちらについて大方の金額になりますので、実績見込みというような見方でなくて、おおよそ、予想になります。概算になります。29年度、30年度については現状と同じスタイルになりますので、9,100万円であったり、30年度司書職員1名減の8,300万であったり、こういった金額で設定、基本として考えていただいて、その先の委託化を導入した場合の金額になります。比較する場合ですね。31年度から35年度については委託を開始して、司書職員も現状1名減の形で進めていく場合には、9,790万ということで、30年度に対しては、まだ1,500万ほど高くなっておりますけれども、これが、司書職員が順次退職などをしていきますと、平成36、37年度あたりになりますと、委託料のほうも臨時職員常時10名が12名にふやしていったりするケースもありますので、一律に委託費がずっと同じ経費ではないのですけれども、それに対しましても、委託の職員12名にふやしたにしても、8,780万とかということで、徐々に落ちてまいります。38年度から司書職員、新たな司書職員も入れたりして、最低5人を確保していくというような見込みですと、委託費込みで8,380万というような、大体平成30年度規模の予算規模で、この先38年度以降経過していくのじゃないかなという見込みになります。

こういった経費の抑制という視点での導入をしたいと考えております。

それから、次の資料の3につきましては、県内の業務委託実施図書館になります。基本的には、前回お出しした資料と全く同じものになります。

図書館業務の一部委託化については、ざっくりとした説明で申しわけないですけれども、以上になります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

協議第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○髙倉委員 夜間開館のところを伺います。夜間開館がかなり負担になっているということが結構わかるのですけれども、毎日夜間開館すること自体が来館者の増に直結しているのか、逆に言うと、他市では、大都市であっても毎日夜までという図書館は、そう多くないと思っています。ですから、白井ももちろん独自の政策あると思うのですけれども、バランスとして今後も夜間開館は、全日維持ということでのお考えですか。

○山本文化課長 確かに夜間開館につきましては、図書館利用が減少しているというのは、先ほど説

明させてもらいましたけれども、その減少の著しい原因というのが夜間利用の減少のことも大きな要因になっています。人は入るのだけれども、本の貸し出し冊数が非常に伸びないとか、図書館の業務としては、それはそれで業務としてはいいのですけれども、一部サロン化しているというような指摘も正直あります。それも図書館業務の一部ではあるのですけれども、このままやはり運転経費も含めて職員の負担も含めて、この先このままいくのかというのは、自分たちもちょっと疑問は持っているのですけれども、どうしていくかというのは今、非常に大きな課題であるというふうに捉えています。現状としては、早目に教育委員会のほうに協議をさせていただきたいとは思っていますけれども、基本的な方針を決めていませんので、今のところは最大限努力するというような回答しか用意できないのですが、課題としては大きなものを持っています。

○高倉委員 今の質問に関連してなのですけれども、申し上げたのは、委託期間が3年から5年と長いので、気になっています。もし見直すのであれば、委託期間を例えば短くするのか、もしくは見直してから委託化を決めるのではないと、今かなり厳しい狭間にいる段階で毎日夜間開館を前提にこの委託だと、検討が追いつかないと思いますので、そこを含めて検討いただけたらという意見も、済みません、加えて申し上げます。

- ○川嶋委員 他に何かございますか。
- ○髙倉委員 関連して市の行政改革の、済みません、大枠を私理解していない、頭にないので、もし 行政計画ってありますね、その中で図書館業務については、何か見直し対象になっていたりするので すか。
- 〇山本文化課長 特に図書館ではということではなくて、市全体で職員を抑制していこうというような流れの中にありますので、当然図書館だけは別だというようなことではなくて、市全体のそういう基本方針に沿ってやってくということで、経費も節減していく、職員数も抑制していくという、その中にある図書館というふうな捉え方になっています。
- ○染谷教育部長 行政経営改革の一環ではあるのですけれども、費用対効果というのは今までもやっていましたし、これからも重要なところで、実は28年度に祝日開館をやったときに、本来であれば図書館の館の運営自体、その時点で全体を見直さなきゃならなかったのですが、サービス先行ということで、夜間開館をそのまま維持しながら休日開館までいったということですが、今一番重荷になっているのは夜間開館でございます。これを週3日ぐらい、あるいは2日ぐらいにしていただければ、人も回りますし、経費の削減にもなるのですが、その削減というところでは、ほかにサービスを削減したところをどこでとるかということになると、今のところ見当たらないので、夜間開館がなかなかやめられないというのはあります。

ただ、委託化に伴って、その辺は十分議論を先ほど意見がありましたように議論をしていただいて、 費用対効果をどういうふうに見ていくか、これを委託化に当たって十分検討する必要があると思いま すので、今日協議をさせてもらった後、これで大体方針が示されれば、今度は市長部局の行政改革、 それから財政、それから人員管理もありますので、そういったところと、この案をもって協議をさせ ていただくと、その中で夜間開館あるいは休日開館も含めて、図書館全体のサービスの提供をどの程 度まで市が求めていくのかということは、議論させていただきたいというふうに思っております。以 上でございます。

○川嶋委員 他にご意見等なければ、協議第2号についてお諮りします。

○井上教育長 今の諮る前に、確認なのですけれども、今、部長にまとめていただいたのですけれど も、この方針、ただし、まだまだ課題はあると、さっきの夜間のことであるとか費用対効果のことで あるとか、それはその検討も継続して、方針として教育委員会で承認するかどうかというふうな形で 協議していただけたらと思っています。

○石亀委員 これは協議なので、これは決定ではないということですよね。協議を今日はこの段階で終わるということで、決定ではなくて続けていくということですね。

- 〇井上教育長 そうですね。大きな方針としては、文化課からあったことをご承認していただけるという方向で協議ということで、よろしいですか。
- ○石亀委員 先ほどの協議もそうだったのですけれども、協議なのですけれども、決定するというふうな進行だったので、決定ではなく協議なので、その辺。
- ○染谷教育部長 協議事項なので、今、この提案を協議という形で上げさせてもらいましたので、基本的な方向がこれでよければ、これをもっていろいろな部局と調整をしていきたいということでございます。先ほどのアレルギーもそうです。この後、給食の運営委員会だとか学校の校長会だとか、そういったところで議論していただくための案として、これをもって外に出ていきたいということで協議をさせてもらっています。ですから、教育長のほうからありましたように、費用対効果、それから夜間開館、それから高倉委員からもありました、その二つについては、それも含めて協議を進めていくということでの了解をいただければ、それで進めたいというふうに考えております。
- ○山本文化課長 また、この委託化につきましては、そういった夜間開館であったり、祝日開館であったり、そういった面の整備も当然必要になってまいりますので、必要な段階で、また皆さん、委員さんのほうに協議させていただいたり、必要な報告は逐次行ってまいりますので、よろしくお願いします。
- ○川嶋委員 進行が悪く申しわけありません。

それでしたら、以上で、協議第2号を終わりにしたいと思います。

それでは、8、報告事項に移らせていただきます。

○報告第1号 「平成29年度白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について」

○川嶋委員 次に、報告事項について、お願いします。

報告第1号「平成29年度白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について」説明をお願いします。

岡本課長、お願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第1号「平成29年度白井市教育委員会事務事業点検・評価委員の選任について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、平成29年度に白井市教育委員会事務事業について、点検評価を実施するに 当たり学識経験委員について選任したので報告するものでございます。

裏面をご覧ください。

選任する委員につきましては、学識経験委員2名でございます。昨年度に引き続きまして、湯浅勝雄さんと、野田桃香さんを選任したものでございます。湯浅勝雄については、平成24年度から継続

していまして、今回で6年目となります。野田桃香さんについては、平成25年度から継続して今回で5年目となるものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

報告第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

質問がないようですので、報告第1号について終わります。

ここで一旦休憩に入らせていただきたいと思います。開始は16時20分。次は非公開案件に入ります。

午後4時10分 休 憩

# 午後4時20分 開 議

非公開案件 ○報告第2号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

- ○川嶋委員 以上で、本日の議決事項、協議事項及び報告事項に係る議事については終了しましたので、これ以降の進行については、井上教育長にお願いいたします。
- ○井上教育長 川嶋委員には、議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございました。お 疲れさまでした。ここからは私のほうが進行をさせていただきます。

# ○その他

- ○井上教育長 9、その他。その他で何かありましたらお願いします。
- ○岡本教育総務課長 済みません。通常、この後、各課行事のご報告であるとか、前回ご報告しました議会報告、今回は12月議会の報告なんですけれども、この場を借りてご報告をさせていただいておったのですが、本日時間の関係もありますので、各課行事及び議会報告については後ほど資料のほうを送付させていただくような形でかえさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○井上教育長 よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

他にありますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

次回は、2月6日火曜日、午後2時からとなっております。

次回の議事の進行については、川嶋委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い いたします。

本日はお疲れさまでした。

午後4時25分閉会